

鶴見青色申告会の会員向け

記帳支援サービス

記帳支援サービスとは

領収書や明細書などの売上、経費のわかる書類をお持ち頂き(または郵送)、会計ソフトにて帳簿作成をします。

月額4,400円(税込)～

4,400円は不動産貸付で1部屋のみ貸している方などの場合です。
記帳支援料は事務処理の内容等によって異なります。

- ・開業したばかりで、何をどうしたら良いのかわからない 事業に専念したい
- ・忙しくて、記帳する時間がない
- ・高齢で記帳ができない
- ・青色申告特別控除65万円を受けたいが帳簿の付け方がわからない

このような悩みをお持ちの方は、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ 鶴見青色申告会 TEL:045-521-1145

状況・内容によってお引き受け出来ない場合があります。

資料提出遅延、虚偽の資料提出、記帳支援サービス料滞納などの場合はお断りすることがあります。

※不動産貸付のみの場合には、青色申告特別控除 65 万を受けるには事業規模であることが必要です。(貸間、アパートの場合10部屋以上、独立家屋の場合5棟以上等)

※税理士関与の方は税理士にご相談ください。